

東松島市

学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン

(第1版)



令和8年9月

東松島市教育委員会

前 文	1
1 はじめに	1
2 本ガイドラインについて	1
3 部活動改革に伴う東松島市の目指す姿	1
4 地域展開のスケジュールについて	2
第1 市内中学校の部活動改革の基本的な考え方	3
1 改革の理念	3
2 取組の類型・名称	4
3 改革の推進体制	4
第2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	4
1 地域クラブ活動の在り方	4
(1) 地域展開に係る環境の整備	
(2) 地域展開を充実させるための連携	
(3) 地域クラブ活動の参加者	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	6
(1) 趣旨	
(2) 認定の要件	
(3) 認定手続等	
(4) 東松島市認定地域クラブ活動に対する支援	
(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
第3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	8
1 推進体制の整備	8
(1) 本市の体制整備	
(2) 部活動地域展開検討協議会	
(3) 市教育委員会・スポーツ協会や文化協会等の団体・地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の役割分担	
(4) 教師等の兼職兼業	
(5) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(6) 関係団体等・大学・民間企業・NPO 等との連携	
(7) 家庭との連携・協力	
2 各種課題への対応	12
(1) 運営団体・実施主体の整備等	
(2) 指導者の確保・育成	
(3) 地域クラブにおける活動内容	
(4) 適切な休養日の設定	
(5) 活動場所の確保	
(6) 活動場所への移動手段の確保	
(7) 生徒の安全・安心の確保	

(8) 障害のある生徒の活動機会の確保	
(9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	・・・20
第4 学校部活動の在り方	・・・20
1 適切な運営のための体制整備	・・・21
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点	・・・23
(1) 適切な指導の実施	
(2) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	
(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	
(4) 競技ごとの指導手引の普及・活用	
<指導に当たって留意すべき事項>	・・・24
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	・・・27
(1) 基本的な考え方	
(2) 方針等への反映	
4 生徒のニーズを考慮したスポーツ・文化芸術活動環境の整備	・・・29
5 学校部活動の地域との連携	・・・29
6 教職員のワークライフバランスの実現	・・・30
7 地域展開に関わる中学校の対応	・・・30
第5 大会・コンクールの在り方	・・・31
1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会	・・・31
(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	
(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(3) 生徒の大会等の安全確保	
(4) 大会等の在り方	
2 中学校体育連盟等が主催する大会	・・・33
第6 参考資料等	・・・34
○参考資料	・・・34
図表4 本市の部活動地域展開推進体制図（令和8年8月現在）	
図表5 令和8年度東松島市立中学校の部活動数及び部員数(令和8年6月現在)	
図表6 中学校部活動が変わる 令和10年度までにすべての休日部活動を「地域展開」へ（令和8年2月）	・・・35
○部活動に係るアンケート調査結果について（令和8年2月実施）	・・・36
○問い合わせ先	・・・37

前 文

1 はじめに

文部科学省（以下「国」）は、令和４年１２月に、休日の公立中学校の部活動を地域の活動へ移行する方向性を示しました。そして、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」を新たに策定しました。これを受けて宮城県（以下「県」）は、令和８年４月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第３版」を策定しました。

少子化が進み、学校の生徒数が減少することに伴い、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により単独の部活動として大会に参加することができない等、活動への影響が見られています。また、地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつあります。さらに、教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めていくことも課題です。今後も、本市において、中長期的に少子化が続く見込みであり、このタイミングで部活動改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが懸念されます。

本ガイドラインは、国・県が示したガイドラインの考え方を考慮し、これまでの中学校部活動を地域展開するため、学校、教員、地域の指導者、地域活動の団体等、地域展開に関わる全ての方々に向けて策定しました。

東松島市教育委員会（以下「市教育委員会」）は、これまでも様々な形で学校と地域の連携に取り組んでまいりましたが、この歴史的な部活動改革を機として、さらに連携を深め地域全体の活性化が図られ、これまで以上に地域の子供たちがよりよく成長できる環境が創られるよう、多くの方々にご理解とご協力をいただければ幸いです。

2 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国や県が示したガイドラインに沿って策定したものであり、国・県のガイドラインと併せてご活用ください。

なお、長きにわたり培われた学校部活動から地域の活動に展開するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、国の施策や県内における地域展開の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。

3 部活動改革に伴う東松島市の目指す姿

以下のとおりとします。

～部活動改革に伴う東松島市の目指す姿～

- 休日には、多くの児童生徒が自主的に地域のスポーツ活動や文化芸術活動(以下「地域クラブ活動」という。)に参加し、同好の幅広い年代の交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域の活動が活発に行われます。
- 中学校では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われます。さらに、地域と協働しながら、平日

の部活動を地域展開する準備体制が整います。また、準備が整った部活動は、平日の部活動を地域展開します。

- 中学生の活動成果を発揮するための大会やコンクール等は、平日の部活動を地域クラブ活動に地域展開することを見据え、中学校体育連盟（以下「中体連」）や競技・文化芸術協会、連盟等により、適切な開催が行われます。
- 幼児期から成長期にかけての多種多様な活動経験は、人間のよりよい成長に重要であることが広く一般化され、多くの子供たちがその体験の機会を得ることができます。
- トッププレーヤー(※)を目指す子供たちには、高い専門技術を持つ指導者が、科学的知見を持って育てていくとともに、個々の資質や能力による適性を発掘し、子供たちの充実した生き方を支援する環境が整います。

※トッププレーヤーとは、「トップアスリート」「プロ選手・演奏者」「有名芸術家」等の総称。

4 地域展開のスケジュールについて

国は、令和4年12月に公立中学校の部活動の地域移行を示しましたが、令和7年12月、新たに部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。その中では、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」）しています。

また県は、令和8年4月、国と同様に令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」として、令和10年度中には県内全ての市町村で、休日の部活動を行わないことを目標にして、地域でスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備を進めるとい、県内全体のスケジュールの目安を示しました。さらに、平日の学校部活動についても、休日の地域展開の定着等を考慮し、準備ができた市町村から実施することとしました。

図表1 地域展開のスケジュール（36ページ 図表6参照）

区分\年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国	改革推進期間	改革実行期間					
		前期			中間評価	後期	
	休日は原則として、全ての部活動において地域展開を目指す。平日は各種課題を解決しつつ推進する						
県	改革推進期間	改革実行期間					
	休日の地域展開						
	平日の地域展開	休日の地域展開の状況を踏まえ取組を進める。					
東松島市	地域連携 (ひがまつALL)	移行期間			中間評価	地域展開	
	休日の地域展開						
	平日の地域展開						

→ = 休日の地域展開の状況を考慮し取組を進める。

市教育委員会は、国・県のスケジュールを踏まえながら、取組を推進していきます（図表 1 地域展開のスケジュール参照）。令和 8 年度～令和 10 年度を移行期間とし、これまで地域連携として行ってきた休日の合同部活動「ひがまつ ALL」を発展させ、休日部活動の地域展開を目指します。令和 10 年度末までに中間評価を行い、令和 11 年度以降の地域展開を推進します。

令和 10 年度まで休日の地域展開をできなかった部活動については、引き続き地域展開に向けた取組を推進します。

平日の地域展開については、準備が整った部活動から、順次、取組を推進します。

移行期間中は、平日の部活動については従前どおりの取組とします。また、移行期間においては地域展開を推進させるため、国や県の補助事業などを積極的に取り入れ、指導者謝金の公的負担や備品購入等を行うとともに、推進基盤の整備を図ります。

第 1 市内中学校の部活動改革の基本的な考え方

1 改革の理念

急激な少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、活動を充実したものにしていくためには、部活動改革を進めることが不可欠となっています。

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要があります。

また、障がいのある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要です。

ア 市教育委員会は、部活動改革を機に、中学校の生徒のみならず、市民のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であることから、スポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進むよう配慮します。

イ 市教育委員会は、部活動改革を通じて、年齢や性別、障がいの有無に関わらず参加・交流が促進されることで、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイング（※）の向上、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等につながることも考慮します。

ウ 市教育委員会は、部活動改革に当たって、教師の多忙な勤務の状況を踏まえ、公教育の再生等の観点に留意するとともに、学校教育の質の向上に資する学校における働き方改革の推進を図ること等についても考慮します。

※ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に満たされた良好な状態」を指します。

2 取組の類型・名称

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおりです。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて示す場合には「地域展開等」ということとします。

図表 2 取組の類型・名称

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える これらにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動が可能となる ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有等、学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
地域連携	学校部活動において、地域の指導者等の協力を得ながら合同部活動等を実施すること

3 改革の推進体制

ア 市教育委員会は、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動に包括的な企画・調整を行います。その上で、本市の実情等に応じた改革方針を決定し、地域クラブ活動の認定等を通じて、着実に改革を進めるよう努めます。

イ 市教育委員会の改革推進に当たり、国・県の取組と連携していくとともに、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる関係団体・民間企業等との連携を図っていきます。

第2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整備・充実させることが求められています。

それらの実現に向け、これまで学校内の人的・物的資源を生かして行ってきた学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域に存在する人的・物的資源を活用し、地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えることによる新たな価値を創造することが重要です。地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があることから、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を考慮し、本市の実情等に応じた適切な形態等で整備・実施することが求められています。

また、実施される地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とした上で、生徒の主体的な参加により行われるものです。その上で、部活動の意義を考慮して地域クラブ活動を実施することで、様々な効果が期待できます。そのため競技志向を目指す地域クラブだけではなく、エンジョイ志向や技術向上志向の地域クラブの参画も推進していきます。

心身の健全な発育・発達の土台を築く時期である、中学生年代におけるスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支え子供たちを育てるという視点も有する、「地域展開及び地域クラブ活動」の在り方をここで示します。

市教育委員会は、関係者の協力の下、できるところから適切な形態等で取組を進めていくこととします。

(1) 地域展開に係る環境の整備

ア 市教育委員会は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境を構築することを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の幅広い関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を整備します。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動への展開を生徒のみならず地域住民を対象とした地域クラブ活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体(※)等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組みます。

※「運営団体」は、各地域クラブ活動(実施主体)を統括し、運営・管理の中核部分を担い、「実施主体」は運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施します。ただし、運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、地域の実情に応じた柔軟な連携・協力の下、環境を整備します。

図表 3 想定される運営団体・実施主体

	地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
運営団体	市教育委員会、市スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間事業者、文化芸術団体、保護者会 等	
実施主体	スポーツ少年団、市スポーツ協会加盟団体、競技団体、クラブチーム、保護者が組織するスポーツクラブ、フィットネスジム 等	市文化協会、市文化協会加盟団体、文化芸術団体 等

(2) 地域展開を充実させるための連携

ア 地域クラブ活動を実施する環境の整備に当たっては、例えば総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などとの連携を図ることは、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となります。特にスポーツ少年団においては、事務局が確立しており、既存の組織基盤を生かすことで、運営の効率化や一貫した指導体制が構築できることから、積極的な活用が期待されます。

イ 市教育委員会が、スポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携を図ることで、指導者等を確保するとともに、生徒はもとより地域住民の生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等への愛好する心情等が育成されるような工夫等を行い、地域全体の幅広いニーズに応えられるよう新たな価値の創出を目指します。

(3) 地域クラブ活動の参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、各種スポーツ・文化芸術活動にこれまで積極的に関わってこなかった生徒、また障がいの有無に関わらず、希望する全ての生徒が対象となります。

イ 参加者及びその保護者は、地域クラブが示す活動理念や方針を正しく理解するとともに、自身の志向に合う活動を選択することが大切です。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン(別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」)により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市教育委員会は認定を行う仕組みを構築します。

なお、認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称します。

※認定要件に沿って、市教育委員会が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとしなします。

※参考：部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン

・本文・別冊資料①・別冊資料②

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251226-spt_oripara-000046627_00234.pdf



(2) 認定の要件

ア 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の

保障に寄与するものであること(選抜等の不実施、障がいのある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含めた参加の環境整備等を含む。)

イ 適切な活動時間や休養日が設定されていること

ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

エ 適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版 DBS(※)活用を含めた不適切行為の防止徹底等)

オ 適切な安全確保の体制が確保されていること

カ 適切な運営体制が確保されていること

キ 学校等との連携が適切に行われていること

※こども家庭庁こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)参照
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



(3) 認定手続等

ア 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市教育委員会に提出します。市教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い審査し、認定します。

イ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で設定します。有効期間の詳細については、別に要綱等で定めるものとします。

ウ 市教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定された地域クラブ活動(以下「認定地域クラブ活動」)の取組状況等を適宜把握し、申請時に提出された誓約書に基づき、必要な指導助言等を行います。また、活動実態が認定要件から逸脱し、改善されない場合や不正があった場合等は認定取消しを行います。

エ 認定後に申請内容に変更が生じた場合や、活動を休止・廃止する場合には、速やかに市教育委員会に届出又は申出を行うものとします。

(4) 東松島市認定地域クラブ活動に対する支援

市教育委員会は、東松島市認定地域クラブ活動について、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとします。

ア 生徒・保護者等に対する団体情報の提供

イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用、学校備品の貸与、社会教育施設及び社会体育施設等の借用申請の優先受付、地域クラブの運営・管理の助言、広報媒体による地域クラブの広報等)

ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

エ 大会出場等への移動支援

オ 地域クラブの要請等に応じた市主催の研修会、地域クラブ体験会・見学会等の開催

(5) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- ア 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となりますが、認定されていない地域クラブ活動においても、中学校の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められます。
- イ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底するよう求められます。
- ウ ガイドラインに準じた活動を行っている団体等についても、市教育委員会の判断により、必要に応じて適切な指導や支援を実施します。

第3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

中学校の部活動を地域に展開し、地域全体でスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるため、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があります。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の進め方や検討体制等について示します。

(1) 本市の体制整備

- ア 教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取り組みます。
- イ 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することなどの工夫を行います。
- ウ 地域展開について協議するための幅広い関係者による部活動地域展開検討協議会(以下「協議会」)を設置しており、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、ガイドラインの策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすい周知に努めます。

(2) 部活動地域展開検討協議会

ア 市教育委員会は、令和6年4月に「部活動地域移行検討協議会設置要綱」を制定し、令和6年12月に以下の関係者で構成する協議会を設置しました(令和8年5月に「部活動地域展開検討協議会」に名称変更)。今後、必要な情報を適宜把握し、学校部活動の地域展開に向けた検討を行います。

- ・ 部活動に識見を有する者
- ・ 地域のスポーツ団体及び文化団体
- ・ 保護者
- ・ 小・中学校の教職員
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

イ 協議会等においては、中学校における部活動の段階的な地域展開に向けた課題等を総合的に検討します。

- ・中学校における教職員の勤務を要しない日（以下「休日」という。）の部活動の地域展開に係る調査研究に関すること。
- ・休日の部活動の地域展開に係る仕組みづくりの検討に関すること。
- ・その他部活動の地域展開に関し必要な事項に関すること。

(3) 市教育委員会・スポーツ協会や文化協会等の団体・地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の役割分担

将来的な平日の学校部活動の地域展開を見据えつつ、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組みます。平日における環境整備は、国・県の動向や全国的な流れを見ながら、できるところから取り組みます。

ア 市教育委員会の役割

- (ア) 市教育委員会は、地域クラブ活動の理念(学校部活動が担ってきた意義の継承・発展や新たな価値の創出)を十分に考慮し、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブの認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施します。
- (イ) 市教育委員会は、協議会等の関係者間の話合いの内容等を考慮し、改革実行期間における地域展開・地域連携の実施に向けた包括的な企画・調整を進めます。
- (ウ) 休日の学校部活動の地域展開・地域連携を進めるに当たっては、具体的な進め方について、保護者、生徒及び関係者へ丁寧に説明するとともに、学校と連携して実施状況を評価・分析して今後の取組に生かしていきます。
- (エ) 既存の地域スポーツ・文化芸術環境の実情等によっては、様々な取り組み方があり、進め方については協議会等において検討した上で方針を決定します。
- (オ) 市教育委員会は、運営団体・実施主体と連携しながら、本市の実情に応じた地域クラブ活動の最適化を図り、運営団体、実施主体の運営体制整備に努めます。
- (カ) 市教育委員会は、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するため、認定要件等に則り、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営体制の整備等を行います。

イ 地域スポーツ・文化芸術団体等の団体の役割

- (ア) スポーツ協会や文化協会等の地域のスポーツ団体及び文化芸術団体は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、本市の関係部署やその他の団体等と協力・協働します。
- (イ) 本市の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、各競技・文化芸術分野の全国統括団体（以下「全国統括団体」という。）の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画します。

- (ウ) 本市のスポーツ協会や文化協会等の団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行います。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割

- (ア) 運営団体・実施主体は、関係者間の柔軟な連携・協力の下、持続可能な体制を構築し、地域クラブ活動の運営・管理を行います。
- (イ) 運営団体・実施主体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保します。その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」(※)を参照し、準拠した運営を行います。

※スポーツ庁ホームページ

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm



- (ウ) 運営団体・実施主体は、その活動理念や活動方針を明確に示すことで、参加を希望する生徒やその保護者が納得して活動できるようにします。
- (エ) 平日と指導者が異なる場合には、指導者間での指導方針の確認や生徒の活動状況に関する情報共有に加えて、保護者や生徒へ丁寧な説明を行い、納得を得て活動を実施するなどの工夫を行います。
- (オ) 運営団体・実施主体は、性別や障がいの有無に関わらず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備します。
- (カ) 運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表します。
- (キ) 運営団体・実施主体は、協議会等の場を活用し、地域スポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図ります。
- (ク) 運営団体・実施主体間の連携は、相互にメリットが感じられるように工夫することにより、地域展開の課題解決につなげ、円滑な推進や充実した活動に寄与することが期待されます。

エ 学校の役割

- (ア) 学校は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、本市の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。
- (イ) 学校は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に関する生徒・保護者への情報提供やニーズ調査に協力します。

(4) 教師等の兼職兼業

市教育委員会は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師の兼職兼業を円滑に行うため、中学校と必要な連絡調整等の環境整備を行います。

(5) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校との適切な連携を図ることが重要です。

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校に共有します。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性や適切な活動時間・休養日を確保する観点から緊密な連携を図るよう努めます。

イ 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等の共有に当たっては、協議会等や ICT（※）を活用する等、学校の負担軽減に留意します。

※ICT：情報技術と通信技術を組み合わせた幅広い技術

ウ 市教育委員会は、地域クラブへの参加促進のため、小学校や中学校と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供を行います。

エ 市教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容等を児童生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

(6) 関係団体等・大学・民間企業・NPO 等との連携

部活動改革を円滑に進めるためには、市教育委員会が、幅広い関係団体等(総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ少年団、市スポーツ協会、各競技団体、各文化芸術団体、文化協会、石巻地区中学校体育連盟（以下「地区中体連」）、市スポーツ推進委員、学校運営協議会、大学、民間企業、NPO（非営利団体）等と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要です。その際は、市教育委員会や地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置等も考慮します。

ア 関係団体等との連携

(ア) 関係団体等との連携を行うことで、スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大や多世代での交流等を通じた全体の振興等が図られます。

(イ) 関係団体等との連携に当たり以下のような役割が期待されます。

- ・指導者の育成に係る研修会の実施
- ・専門的指導者・運営人材等の派遣
- ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及
- ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供
- ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供
- ・大会運営等への参画や新たな大会の開催
- ・体験会・イベントの開催など

イ 大学との連携

(ア) 大学との連携を行うことで大学地域における大学の認知拡大、指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック及び指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成等が考えられます。

(イ) 大学との連携に当たり、以下のような役割が期待されます。

- ・指導者の育成に係る研修会の実施
- ・大学生や大学教員の指導者(運営人材等の派遣事前指導、派遣先との調整等を含む。)

ウ 民間企業との連携

(ア) 民間企業との連携を行うことで、CSR（企業の社会的責任）の一環としての地域貢献や地域における企業の信頼性向上、ブランドやサービスの認知拡大、人材採用・定着に関する好影響、社内人材への活躍・育成機会の提供等が図られるほか、企業等へのインセンティブ（目標を達成するための刺激。誘因）付与が考えられます。

(イ) 民間企業との連携に当たり、以下のような役割が期待されます。

- ・財政的支援(寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等)
- ・指導者・運営人材等の派遣(社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。)
- ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供
- ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラム等の提供
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うことなど

(7) 家庭との連携・協力

ア 運営団体・実施主体は、地域クラブの運営・活動方針を明確にし、家庭に対して説明会や書面等を通じて丁寧な周知を図るとともに家庭との情報共有に努めます。

イ 保護者は、生徒の自主的・自発的な参加を後押しするために、活動方針や計画を理解した上で、運営団体・実施主体との情報共有に留意します。

ウ 保護者は、生徒の心身のバランスの取れた成長のため、過度な活動にならないよう活動時間の把握に留意します。

2 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市教育委員会による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要となります。

イ 地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましいです。

(2) 指導者の確保・育成

中学生年代の多様なニーズに応えつつ、新しい価値を創造する地域クラブを円滑に実施するためには、地域の多様な人材等の中から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠であり、地域展開の理念に即して活動内容の質的向上も図る必要があります。そのためには、参加者が中学生であることを考慮した、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要となります。

ア 指導者の質の保障

(ア) 市教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するよう努めます。また、地域のスポーツ団体及び文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

(イ) 市教育委員会並びにスポーツ団体、文化芸術団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質の確保のほか、学校教育関係者等と連携し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう研修等を行います。

(ウ) 市教育委員会並びにスポーツ団体、文化芸術団体等及び指導者は、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、性暴力を含む不適切な行為(以下「不適切な指導及び行為」※)の根絶に取り組めます。

※「不適切な指導及び行為」とは、平成25年3月13日24文科初第1269号体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)に示される体罰及び令和8年12月25日施行こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)で想定される行為を含む。認定地域クラブは公的な性質を有する活動であることから、運営団体や実施主体はこれらを想定するとともに防止に努めることで、生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるようにします。

(エ) 不適切な指導及び行為が見られた場合への対処として、本市のスポーツ協会や文化芸術団体とは別の第三者による相談窓口の設置や周知、各競技団体・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みの検討を進めます。さらに、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、指導者の理解を深めます。

(オ) 市教育委員会と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、事故等や不適切な指導及び行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には保護者や生徒が在籍する中学校とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に対応を行う

とともに再発防止に向けて事故等の分析や防止対策の強化等を行うことが重要です。

- (カ) 運営団体・実施主体等は、指導者に暴力等の問題となる行動や不適切な指導及び行為が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO（日本スポーツ協会）及び文化芸術等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。
- (キ) 運営団体・実施主体等は、本市のスポーツ団体とは別の第三者が早急に相談を受け付け、各競技団体・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。
- (ク) 地域クラブ活動は、障がいの有無に関わらず希望する生徒が主体的に選択できることから、指導者は、参加する生徒の発達段階や特性を考慮し、安全に活動に参加できるように取組を進めます。
- (ケ) 指導者は、スポーツにおいては精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面からも支えられるように組織体制の整備に努めます。

イ 適切な指導の実施

- (ア) 運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、不適切な指導及び行為を根絶します。市教育委員会は、適宜、指導助言を行います。
- (イ) 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。
- (ウ) 指導者は、生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため、競技・種目に関する技術指導のみならず、発達の特性による個人差や成長期における体と心の状態等に関する最新の知識を修得します。
- (エ) 指導者は、技術向上や大会・コンクール等での成績を追求する指導に偏重するのではなく、中学生年代の身体的・精神的な発達段階に合わせ、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる素地を育成できるよう、生徒の将来を見据えて指導を行います。
- (オ) 運営団体・実施主体は、国、県、市教育委員会及び中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行います。
- (カ) 運営団体や実施主体の活動内容により、指導者が活動場所に不在となる場合は、オンライン（通信機器を用いた遠隔）での活動実施や指導者とは別に生徒の活動を見守る人材の確保・配置等によって、一時的に安全・安心を確保することも考えられます。

ウ 指導者の量の確保

- (ア) 運営団体・実施主体は、地域スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者（※）、スポーツ推進委員、

競技・活動経験のある大学生や保護者等、様々な関係者から指導者を確保します。

※JSPO（日本スポーツ協会）が認定する公的資格で、地域や学校で安全・効果的なスポーツ指導を行う専門家

- (イ) 市教育委員会は、地域スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体の指導者の確保に当たっては、県が設置している人材バンクを通じて、地域の多様な人材の発掘や組み合わせを推進します。
- (ウ) 地域スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。
- (エ) 市教育委員会及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT 等を活用した遠隔指導等ができる体制を整えます。
- (オ) 地域スポーツ・文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、オンライン受講ができるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行います。

(3) 地域クラブにおける活動内容

ア 運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保します。その際、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動、休日や長期休暇中等に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ（※）や、メディア芸術（※）、ユニバーサルスポーツ（※）やアート活動等、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の自主的・自発的な参加ができるように配慮します。

また、運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブ、社会教育施設で実施している他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにします。

※アーバンスポーツ：スケートボード、インラインスケート、ブレイクダンスなどの都市型スポーツ。

※メディア芸術：映画、マンガ、アニメやゲームなどの総称。

※ユニバーサルスポーツ：年齢や国籍、障がいの有無に関わらず皆が一緒に楽しむことができるスポーツ。

イ 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の方針・活動内容等を生徒や保護者に対して周知します。

(4) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いクラブも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「第4 学校部活動の在り方」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定します。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、活動日や休養日について参加する生徒の立場に立って調整を図ります。

ア 学期中の休養日の設定

- (ア) 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とします。
- (イ) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- (ウ) 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ 長期休業中の休養日の設定

- (ア) 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。
- (イ) 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、長期の休養期間(オフシーズン)を設けることが望ましい。

ウ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とします。

また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内(※)とします。その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

※生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要があります。

エ 実態を考慮した工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を考慮した工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、本市共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討していきます。

(5) 活動場所の確保

ア 運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者・民間企業等有する施設だけではなく、市内の中学校をはじめ、小学校や高等学校等の施設の活用を検討します。また、学校施設をはじめとした活動場所の効率的・効率的な管理等にも取り組みます。

イ 市教育委員会は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、運営団体・実施主体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進します。

ウ 市教育委員会は、学校施設について、営利を目的とした利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改定を行います。

- エ 市教育委員会は、設置する学校において地域クラブ活動が学校施設を利用する場合、夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保のほか、学校の施設設備や備品等の活用に関する規定の整備も併せて行います。
- オ 市教育委員会は、運営団体・実施主体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料や減免を認めるなど、利用しやすい環境づくりを行います。
- カ 県、市教育委員会及び学校は、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して学校施設等を活用できるようにすることが重要です。学校施設利用を図るため、関係団体、保護者、教員等による協議会等を通じて、前記アからオまでを考慮した地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定します。
- キ 前記アからカまでについて実施する際には、都道府県や市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組みます。
- ク 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安心して活動できるよう、参加する生徒の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力等による連携の上で実施します。

(6) 活動場所への移動手段の確保

- ア 市教育委員会は、地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校以外となる場合や、複数の中学校の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保を検討します。その際、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に考慮した対応に努めます。
- イ 市教育委員会は、活動場所への移動手段の確保について、活動場所の確保と一体的な検討を行います。その際、スクールバス等の既存の送迎車両の有効活用に加え、万が一の事故に備えた適切な任意保険の加入や補償体制の構築を前提として、共助版ライドシェア(※)等の活用を検討します。

※地域住民が自家用車を使い、公共交通が不足する地域で互いに移動を助け合う、地域の安全管理体制に基づいた非営利・実費の輸送サービス。

- ウ 市教育委員会は、移動手段の確保について市長部局の地域交通部門や福祉関係機関と教育委員会部局との連携について検討します。

(7) 生徒の安全・安心の確保

- ア 市教育委員会は、地域クラブ活動が、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であることを考慮し、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築します。

※運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)を参照
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm



イ 市教育委員会は、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくことを原則として取り組みます。これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、指導の手引き等の作成や、地域クラブ活動の相談窓口の整備等も併せて進めるように努めます。

ウ 市教育委員会は、以下の例などを参考とし、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切な指導及び行為が発生した場合の責任の所在を明確化します。事故や不適切な指導及び行為が発生した場合は、保護者や生徒が在籍する中学校とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行います。

※令和7年9月1日施行のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定(第29条)が新設されたことも考慮しながら、国、県、関係団体等が丸となって、必要な対策を進めていくこととしています。

エ 運営団体・実施主体は、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険(例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの)への加入を徹底します。

オ 運営団体・実施主体は、事案発生時、保護者や生徒が在籍する中学校とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応します。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行います。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行います。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、国の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_ori para-000046180_00234.pdf



カ 運営団体・実施主体等は、指導者に暴力等の問題となる行動や不適切な指導及び行為が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO及び文化芸術等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。

キ 運営団体・実施主体等は、市教育委員会、スポーツ団体等とは別の第三者が相談を受け付け、各競技・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。

- ク 指導者は、スポーツにおいては精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等、文化芸術においては活動に精通した指導者と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支えるとともに、組織的な体制整備に努めます。
- ケ 指導者は、後述の「＜指導に当たって留意すべき事項＞」（25 ページ）に準じて参加者の安全・安心を確保し、適切な指導を行います。
- コ 保護者は、家庭生活が生徒の安息の場であり地域クラブ活動への参加を支える基礎的な立場にあることから、活動方針や内容について理解した上で、指導者と良好な関係を築くなど、心身ともに生徒が安心して活動に臨める環境づくりを支援します。

(8) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- ア 市教育委員会は、地域クラブ活動の実施に当たって、障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくため、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めます。
- イ 運営団体・実施主体は、指導者とともに指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるようにします。
- ウ 運営団体・実施主体は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、参加する生徒に事前に説明を行うとともに、参加する生徒の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携をできるように努めます。

(9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定します。
- イ 市教育委員会は、地域クラブ活動に係る保有する施設の使用料を減免または低廉な額とするなどの支援を行います。
- ウ 市教育委員会は、経済的に困窮する家庭の子供の地域クラブ活動への参加費用について国の補助事業を活用する等支援を検討します。
- エ 市教育委員会は、運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備のほか、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進します。その際、個人・企業からの寄附等を活用した基金の創設やクラウドファンディング、企業版ふるさと納税の活用等も検討していきます。
- オ 運営団体・実施主体は、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（10 ページ）に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行います。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

ア 市教育委員会は、部活動の地域展開等に当たって、その主役・当事者となる生徒が自主的・自発的に参加できるようにするため、生徒のニーズに合った地域クラブ活動に参画できる環境の整備を行います。その際、生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を構築できるように努めます。

特に、生徒の活動を支える保護者に対し、地域展開の意義や具体的な運営方針を継続的に周知し、共通理解を図ることで家庭・地域の連携体制を構築します。また、地域クラブの活動が地域から理解や協力を得られるような活動の成果発表の場等についても検討します。

イ 市教育委員会は、生徒のアンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることに努めます。また、定期的にアンケート調査等を行い、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めます。

ウ 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動を選択できるようにするため、方針や活動計画等、地域クラブ活動に関する情報を分かりやすく生徒・保護者に提供します。

エ 地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めて、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップ等を育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現等につなげるようにします。

オ 生徒にとって所属する地域クラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブの運営に携わることに つなげるなど、人材の好循環を生み出せるような仕組みづくりを行います。

第4 学校部活動の在り方

学校部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高める等の教育的意義の高い活動です。

学校部活動を実施する場合には、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、公立中学校及び高等学校も含めた部活動の在り方を示します。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市教育委員会及び校長による「部活動の方針」の策定

(ア) 市教育委員会は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、必要に応じて設置校及び地域の活動団体に周知します。

(イ) 校長は、市教育委員会の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表します。また、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・改善を行うなど、その運用を徹底します。

イ 各部活動の「活動計画」の作成

(ア) 顧問は、市教育委員会の方針並びに部活動の活動方針を考慮し、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出します。その際、過度な活動とならないよう休養日を確保します。

(イ) 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告します。

(ウ) 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も考慮した活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行います。

ウ 「部活動の方針」と「活動計画」の様式

市教育委員会は、各学校において活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を示します。

※参考：教育庁保健体育安全課ホームページから

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sports/localclub_sports_guidelines.html

休養日設定確認表(様式例)・月間計画表(様式例)



<活動計画の作成に当たって留意すべき事項>

- ・活動計画の作成に当たっては、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを考慮した支援を行うこと。
- ・活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにすること。顧問は、作成した活動計画について、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求めること。
- ・効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮すること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 指導体制の構築

- (ア) 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号)に基づき、個々の教師の時間外在校時間の状況に留意しつつ、業務改善及び勤務時間管理等を行います。また、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることも考慮し、学校と地域が連携して指導体制を構築するよう努めます。

※参考 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html



- (イ) 校長は、生徒や教師の数を考慮し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置するよう努めます(学校の実情に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や複数校での合同部活動の実施等についても検討)。
- (ウ) 校長は、教師を部活動顧問とする場合には、校務全体の効率的・効果的な実施を考慮し、教師のほかの校務分掌や本人の抱える事情を勘案した上で、部活動開始・終了時刻を調整する等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設置するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないように努めます。また、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図ります。
- (エ) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・改善を行います。
- (オ) 学校部活動の地域展開・地域連携が実施される地域においては、休日の活動から、地域の指導者が単独で指導を行ったり、複数校が合同で活動したりする合同部活動の導入等、地域の実情に合わせた活動を段階的に取り入れていきます。

イ 研修の充実

- (ア) 市教育委員会は、県などと連携し、部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行います。

- (イ) 市教育委員会は、県などと連携し、学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行います。
- (ウ) 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、部活動顧問が過度な負担とならないよう留意します。

ウ 家庭との連携・協力

- (ア) 保護者は、生徒の自主的・自発的な参加を後押しするために、活動方針や計画を理解した上で、学校や顧問との情報共有に留意します。
- (イ) 保護者は、生徒の心身のバランスの取れた成長のため、過度な活動にならないよう活動時間の把握に留意します。

2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点

学校部活動は、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要です。

目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことがないよう、学校教育目標の実現に向けた取組となるとともに、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意します。また、その点について、生徒や保護者にも丁寧に説明し、理解を得ます。

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長、顧問及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防や文化部活動中の障がい・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）及び事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底します。
- イ 顧問及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトする（燃え尽き症候群になる）ことなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行います。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

(2) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- ア 顧問の教師等や保護者・生徒等の共通理解を図り、望ましい集団づくりや日ごろからの生徒への目配り、開かれた環境等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底します。
- イ 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ります。その際、特に、顧問の教師等に任せず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応します。

ウ 事実確認に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施します。

エ 指導者に対する生徒や生徒の保護者からの暴力・暴言・ハラスメントについても、上記アからウと同様に対応します。

(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

顧問及び外部指導者は、過度の練習・活動がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を考慮した効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

(4) 競技ごとの指導手引の普及・活用

ア 学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体が作成した競技ごとの指導手引をホームページに公開するとともに、県や関係団体と連携して、普及・活用を図ります。

イ 顧問及び外部指導者は、前記アの指導手引を活用して、適切な指導を行います。

<指導に当たって留意すべき事項>

1 学校組織全体での指導

- (1) 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮すること。
- (2) 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら責任をもって指導・活動を行うよう心掛けること。

2 顧問及び外部指導者等の指導者に求められるもの

- (1) 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行うこと。
- (2) 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いること等がないようにすること。
- (3) 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛けること。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねること。
- (4) 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させること。

- (5) 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けること。
- (6) 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を考慮した科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めること。
- (7) 一般に、指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努めること。
- (8) 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うこと。
- (9) 指導者は、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められ、特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、望ましい集団づくりや日ごろからの生徒への目配り等にも留意すること。
- (10) 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあること等にも留意すること。
- (11) 暴力・暴言・ハラスメントやいじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど、開かれた活動環境の整備や指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくり等にも留意すること。

※「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)に沿った指導を行うこと。特に、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、指導者はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

※参考：運動部活動での指導のガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm



3 禁止事項

- (1) いかなる場合においても、体罰を行使してはなりません。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはなりません。
- (2) 生徒の人格を否定する発言を行ってはなりません。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはなりません。ハラスメント、個人情報の漏洩、不適切な会計処理等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行うこと。また、管理職の許可なく生徒や保護者と個人的なメール等のやり取りを行わないこと。

4 活動の充実

- (1) 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導すること。
- (2) 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませること。
- (3) 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮すること。
- (4) 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える関係づくりを重視した指導や生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育む指導を心掛けること。
- (5) 指導者は、個々の発達段階に合わせて、適切な運動負荷により活動させることで、スポーツ障がい・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を考慮した効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛けます。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮すること。

5 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明すること。

(1) 健康面での安全の確保について

- ア 健康観察による体調確認(顔色や表情、体温、食事・水分の摂取の問診等)
- イ 持病や障がい等(循環器系、アレルギー、シックハウス等)
- ウ 健康診断結果や保健室利用状況等
- エ 学級閉鎖や臨時休業等

(2) 施設・設備や環境等について

- ア 気象状況の確認(突風、竜巻、落雷、ひょう、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等)
- イ 施設の安全性の確認

- ウ 器具の設置の安全確認
- エ 用具の破損等の有無の確認
- オ 技術レベルや体格差を考慮
- カ 事故防止及び事故が発生した際の対応

(3) 災害時の対応等について

- ア 避難経路及び避難場所の確認
- イ 避難方法及び誘導についての確認
- ウ 保護者等への連絡体制、保護者への引き渡しの確認

6 指導者間の連携

外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動すること。

<顧問と外部指導者が確認すべき事項>

- ア 活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- イ 顧問と外部指導者の役割分担
- ウ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- エ 体罰等の禁止
- オ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- カ 災害時の対応や避難経路

<学校とのトラブルになりやすい外部指導者の行為の例>

- ア 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- イ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ウ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- エ その他、学校の方針に反する指導等

3 適切な休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動等の学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとします。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は、以下のとおりです。

ア 学期中の休養日の設定

- (ア) 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とします。
- (イ) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

イ 長期休業中の休養日の設定

- (ア) 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

- (イ) 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設定します。

ウ 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)では3時間程度とします。また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内(※)とします。

その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

※生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要があります。

エ 朝練習

原則禁止とします。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとします。

オ 実態を考慮した工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を考慮した工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、東松島市共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

<ハイシーズンの設定>

- ・ 中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクール等大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、それ以外の時期に休養日を確保すること。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることができるようにします。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査します。

(2) 方針等への反映

- ア 学校の設置者は、「部活動の方針」の策定に当たり、前記(1)の基本的な考え方を参考に、休養日及び活動時間を設定し、明記します。
- イ 校長は、「部活動の方針」の策定に当たり、前記(1)の基本的な考え方を考慮するとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表します。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底します。

4 生徒のニーズを考慮したスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無、活動の得手不得手を問わず、生徒のニーズを考慮した活動環境の整備に努めます(ニーズを考慮しつつ、マルチスポーツ(※)部や総合文化部の設置、複数部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点を置いた活動の実施等を推進)。

※複数のスポーツを経験して多様な運動能力を養い、生涯にわたって楽しむこと。

イ ニーズを考慮した活動環境の整備の具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向ではなく、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられます。また、文化部活動では、体験教室等の活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられます。

ウ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を地域の実情に合わせて推進します。その際の安全の確保には十分留意します。

エ スポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行います。

オ 学校部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意に反して強制的に加入させることがないようにします。また、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動等、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

5 学校部活動の地域との連携

ア 市教育委員会は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。その際、協議会等で必要な事項について検討します。

イ 市教育委員会及び校長は、小・中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施等、多様な交流の機会を設けます。

- ウ 市教育委員会及び校長は、各スポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深めます。中学校の休日の地域展開が整った場合は、平日においてもできるところから検討します。
- エ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めます。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。

6 教職員のワークライフバランスの実現

- ア 県、市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(平成31年3月18日付け30文科初第1497号)」を考慮します。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・改善を行います。

7 地域展開に関わる中学校の対応

休日の学校部活動の地域展開に伴い、中学校に求められる対応は各中学校の状況によって異なるが、地域展開の段階に応じて、以下のような対応が想定されます。

- ア 職員会議で教職員へ周知、説明
- イ 生徒、保護者、学校運営協議会に対しての周知、説明
- ウ 校内での検討組織の設置及び校内担当者の配置
- エ 市教育委員会の方針に基づく地域展開のスケジュールの作成
- オ 地域展開に伴う部活動に関する学校経営方針の見直し
- カ 部活動で育てていた教育的な部分を学校でどのように育むかの検討
- キ 平日の部活動と休日の地域クラブ活動の実施状況の把握と情報の整理
- ク 生徒に対する休日の過ごし方の指導や動機付け
- ケ 生徒が中総体に参加する場合の出場チームの把握
- コ 指導要録や調査書への記載事項の整理(活動状況や大会等の実績把握)
- サ 部活動種目の精選
- シ 学校と地域クラブ(指導者)との連携の在り方
- ス 教職員が兼職兼業する際の校内体制の整備
- セ 地域クラブが学校を使用する際の施設貸出し対応の検討
- ソ 学校ホームページによる地域クラブ活動の情報発信 など

第5 大会・コンクールの在り方

学校部活動の成果発表の場である大会やコンクール等は、生徒や保護者の関心が高く、特に中学校総合体育大会については、学校教育活動の一環としての位置付けで実施されてきた背景があります。中学校の部活動が地域展開していく中で、地域の実情や参加者のニーズ等に応じ、各競技団体や文化芸術団体等と協力体制を構築し、持続可能な運営がされることが必要となることから、中学生を対象とした大会等の在り方について示します。

1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

- ア 中学校の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるようにします。特に、認定地域クラブ活動は、国の定める要件に基づき、市教育委員会が認定した公的な性質を有する活動であり、円滑な参加に向けた環境を確保するよう努めます。
- イ 中学校の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会が確保できるようにします。
- ウ 市教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うよう努めます。
- エ 市教育委員会は、大会開催地までの移動手段の支援、交通費・宿泊費の支援等について、学校部活動の生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブの参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めます。
- オ 市教育委員会及び校長は、地域クラブの位置付け(学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動)を考慮し、平日の大会等に参加する学校の生徒が、部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動で参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意します。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ指導者等が担い、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用します。

イ 大会運営への従事

- (ア) 大会運営は、大会等を主催する団体等に所属する者が運営を担うこととし、人員が足りない場合には、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えることとします。また、大

会運営業務に係る謝金等の費用負担や持続可能で効率的な運営の在り方について検討します。

- (イ) 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブに対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にします。また、地域クラブ関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進します。
- (ウ) 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可等(※)について、適切な服務監督を行います。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行います。

※地方公務員法第38条(営利企業等従事)又は教育公務員特例法第17条(兼職兼業等従事)の規定に基づくもの。

- (エ) 市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日ごろから当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可等を含めた適切な勤務管理を行います。

この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可等の判断を行います。

- (オ) 大会等の主催者は、必要に応じ、JSPO、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク等、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図ります。

(3) 生徒の大会等の安全確保

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を最優先に考え、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行います。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を考慮し、中学校の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示します。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応します。

(4) 大会等の在り方

- ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方や開催回数を見直すよう努めます。
- イ 市教育委員会及び地域クラブ運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するよう努めます。
- ウ 大会の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会、多様なニーズを考慮した大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入の工夫を検討します。
- エ 障がいのある生徒が参加する大会については、スポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を考慮し大会等の整備を進めます。

2 中学校体育連盟等が主催する大会

- ア 宮城県中学校体育連盟（以下「県中体連」）及び地区中体連は、学校部活動の地域展開・地域連携に伴い設立された団体について、学校部活動(複数校の合同チーム等)、地域クラブ活動の区分に関わらず、参加要件を見直すなど、改革実行期間の大会の在り方について検討を進めます。
- イ 県中体連及び地区中体連は、主催大会等に参加する学校や地域クラブ活動に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にします。
- ウ 県中体連及び市・地区中体連は、参加する生徒の健康と安全を最優先に考え、前述に基づいた大会等の運営を行います。
- エ 中体連と同様の性格や背景を有する文化芸術団体は、主催する中学生を対象とした大会やコンクール等について、前記ア、イ、ウと同様の対応とします。

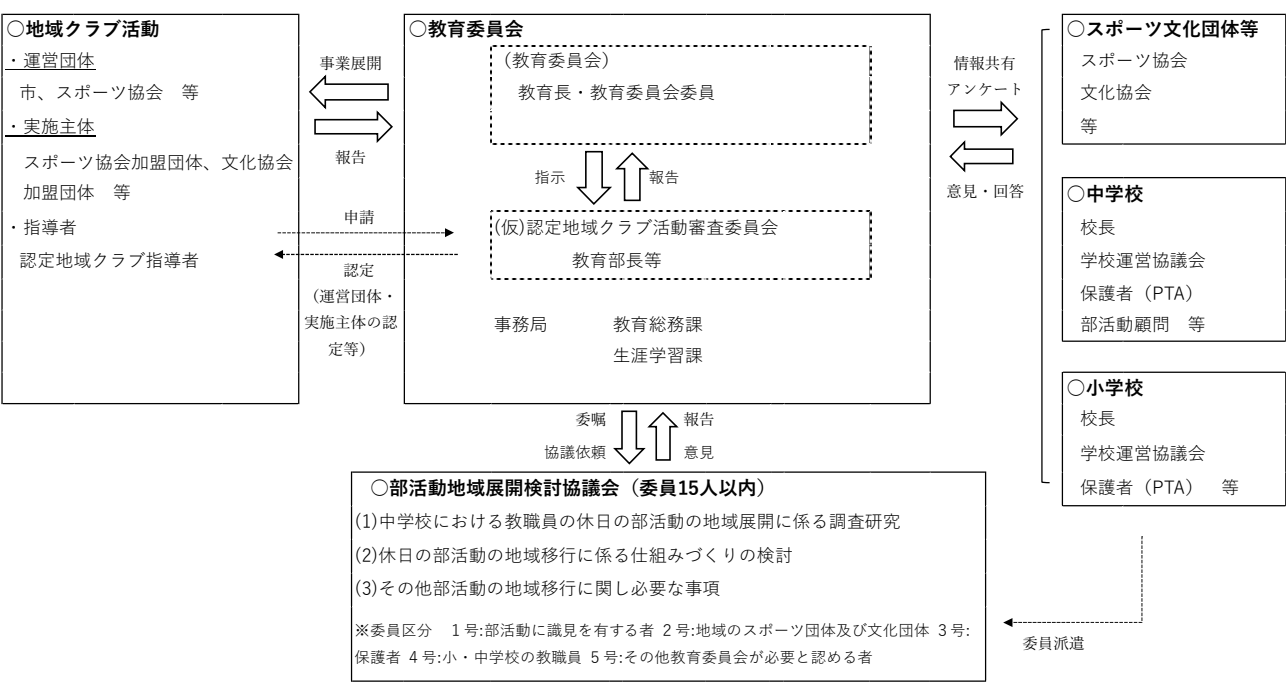
※参考：宮城県中学校体育連盟公式ホームページ
<https://miyagi-ctr.com/>



第6 参考資料等

○参考資料

図表4 本市の部活動地域展開推進体制図（令和8年8月現在）



図表5 令和8年度東松島市立中学校の部活動数及び部員数（令和8年6月現在）

区分・部名\学校名		設置 校数	矢本一中				矢本二中				鳴瀬未来中				合計			
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
運動部	野球	3	4	8	3	15	4	6	9	19	4	7	4	15	12	21	16	49
	ソフトボール	2	5	10	1	16	7	1	4	12	0	0	0	0	12	11	5	28
	男子ソフトテニス	3	10	11	8	29	4	4	7	15	6	13	0	19	20	28	15	63
	女子ソフトテニス	3	15	12	11	38	9	5	8	22	6	7	4	17	30	24	23	77
	サッカー	2	13	5	6	24	8	13	7	28	0	0	0	0	21	18	13	52
	男子バレーボール	1	5	5	12	22	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	12	22
	女子バレーボール	3	3	10	5	18	10	4	8	22	6	6	4	16	19	20	17	56
	男子バスケットボール	3	10	5	7	22	4	11	3	18	4	7	7	18	18	23	17	58
	女子バスケットボール	3	4	8	8	20	3	3	4	10	9	2	7	18	16	13	19	48
	男子卓球	3	11	6	9	26	5	9	2	16	4	6	5	15	20	21	16	57
	女子卓球	3	3	5	14	22	2	10	3	15	4	0	7	11	9	15	24	48
	柔道	2	2	2	5	9	6	3	8	17	0	0	0	0	8	5	13	26
	剣道	3	9	5	7	21	4	5	4	13	5	2	3	10	18	12	14	44
	バドミントン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水泳	1	5	5	11	21	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	11	21
	陸上	3	13	12	12	37	15	13	17	45	15	12	7	34	43	37	36	116
小計16部活動			112	109	119	340	81	87	84	252	63	62	48	173	256	258	251	765
文化部	吹奏楽	2	5	17	6	28	11	16	10	37	0	0	0	0	16	33	16	65
	美術	2	6	6	6	18	11	14	18	43	0	0	0	0	17	20	24	61
	製作	1	8	10	9	27	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10	9	27
	コンピュータ	1	6	11	6	23	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11	6	23
	家政	1	0	0	0	0	9	3	1	13	0	0	0	0	9	3	1	13
	芸術	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	6	27	11	10	6	27
小計6部活動			25	44	27	96	31	33	29	93	11	10	6	27	67	87	62	216
合計22部活動			137	153	146	436	112	120	113	345	74	72	54	200	323	345	313	981

図表6 中学校部活動が変わる 令和10年度末までにすべての休日部活動を「地域展開」へ 東松島市教育委員会

地域連携					継承					地域展開				
学校部活動における合同部活動「ひがまつALL」					認定地域クラブ活動によるスポーツ・文化芸術活動へ					【期待される新たな価値】				
【担ってきた教育的価値】					【期待される新たな価値】									
・生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力育成					・生徒のニーズに応じた多種多様な体験					・個性や得意分野等の尊重				
・感性育、達成感、成就感、自主性、協調性、責任感、連帯感等の育成					・学校や世代を越えた交流					・より専門的な指導				
・友情の醸成					・多様な人間関係づくり					・地域クラブ活動指導者による一貫した指導				
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														
・多様な人間関係づくり														

（令和8年2月）

○部活動に係るアンケート調査結果について（令和８年２月実施）

1 小４～小６児童対象

(1)地域のスポ少やクラブチーム、文化芸術等の習い事について

- ・回答した児童のうち、６割近くの児童が所属していると回答した。
- ・所属先の上位５つは、「水泳」「音楽」「陸上」「サッカー」「ダンス」であった。
- ・所属した理由としては、「家族に勧められた」「勝ったり活躍したい」「専門的な指導が受けられる」という回答が多かった。

(2)中学校での部活動について

- ・希望入部制となった場合、入部の有無について質問したところ、「入部する」という回答は全体の約６割で、約４割は「入部しない」「分からない」と回答した。
- ・平日は学校での部活動、休日は地域のクラブ活動での自由参加となった場合の参加について質問したところ、「平日、休日ともに参加」、「平日の部活動だけ参加する」、「まだ分からない」という回答がそれぞれ約３割で全体のほとんどを占め、「休日だけ参加」「どちらも不参加」が合わせて約１割であった。

2 小４～小６保護者対象

(1)中学校での部活動について

- ・顧問以外の専門的な指導者から実技指導を受けさせたいと思うか質問したところ、「受けさせたい」という回答は約４割、「どちらでもよい」という回答は約５割であった。
- ・希望入部制となった場合、入部の有無について質問したところ、「ぜひ入部させたい」、「どちらかというに入部させたい」を合わせて全体の約５割であり、「子どもの希望に任せる」という回答も５割近くあった。
- ・平日は学校での部活動、休日は地域のクラブ活動での自由参加となった場合の参加について質問したところ、「平日、休日ともに参加させたい」は２～３割、「平日の部活動だけ参加させたい」は約１割、「子どもの希望に任せる」という回答が約６割であった。
- ・地域クラブの月謝等、保護者負担の妥当な金額を質問したところ、回答にはばらつきが見られたが、１,０００～３,０００円程度と考えている保護者が全体の６割以上であった。
- ・地域のクラブ活動が行われるようになった場合、保護者として心配な点について複数回答で質問したところ、「活動場所までの移動」が最も多く全体の約７割、次いで「月謝等の負担」「勝利至上主義や過度な指導」がそれぞれ３～４割程度見られた。

3 教職員対象

(1)学校部活動の地域展開について

- ・自身の理解度を質問したところ、小・中学校合わせて、「理解している」が約２割、「おおよそ理解している」が約５割であり、「あまり理解していない」「ほとんど理解していない」という回答が合わせて約３割であった。

(2)兼職兼業について

- ・兼職兼業の制度を知っているとの回答は、小学校で約５割、中学校では約９割であった。

- ・ 中学校の部活動が地域展開となった際、兼職兼業の申請をして部活動指導を希望するか、質問したところ、「希望する」という回答は小・中学校ともに 1 割弱であり、「希望しない」という回答は小学校で約 7 割、中学校で約 6 割であった。

※令和 8 年度第 1 回部活動地域展開検討協議会資料から

○問い合わせ先

- ・ **東松島市教育委員会教育部教育総務課教育指導係** 電話 0225-82-1111（内線 1254）

担当事項：従前の平日の部活動、中学校の部活動改革の基本的な考え方等（本ガイドラインの第 1、第 3、第 4、第 5）

- ・ **東松島市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係** 電話 0225-82-1111（内線 3332）

担当事項：週末及び休日の部活動、地域クラブ活動等（本ガイドラインの第 2、第 3）